

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--|
| | 文書 番号 | |
| | 請 書 | |
| 発注者 日の出町長 橋本 聖二 様 | | |
| 受注者 住所 氏名 ⑩ 〔 法人の場合は名称 及び代表者名 〕 | | |
| 件 名 | | |
| 納品場所 | | |
| 契約金額 | _____ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ | |
| 契約保証金 | | |
| 履行期限 | | |
| 支払条件 | 検査終了後適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。 | |
| 支払遅延利息 | 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定めるところによる。 | |
| 上記の業務をお請けすることについて、次の事項に従い、誠実に履行いたします。 (契約事項) 1 受注者は、発注者へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、表記の契約金額をもって、表記の受託業務（物品）を表記の履行期限までに完成（納入）すること。 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。 3 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。 4 受注者は、発注者からの履行期限若しくは契約内容の変更又はこの契約の全部若しくは一部を解除することについての協議に応じること。 | | |

- 5 受注者は、天災その他やむを得ない事由により、履行期限までに完了（納入）の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、発注者に履行期限の延長について届け出ること。
- 6 発注者は、受託業務完了の通知を受けたとき（物品が納入され、指定の納品書を受領したとき）は、その日から10日以内に検査を行う。受注者は、検査の結果、改造、補修等を要求されたとき、又は不良品があるとされた場合において発注者から良品との引換えまたは手直し等を要求されたときは、指定期間内にこれを行い、完了したときは更に検査を受けること。
- 7 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約代金を支払う。なお、契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。
- 8 受注者の責に帰すべき事由により履行期限内に受託業務を完了することができない（物品を納入することができない）場合において、発注者は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を受注者に請求することができる。
- 9 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。またこの場合において、第1号の規定に該当するときは、発注者は、何ら催告を要しないこと。
 - (1) 受注者の責に記すべき事由により、履行期限内に受託業務を完了しないとき（この契約を履行しないとき）又は完了する（履行する）見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (2) 正当な事由がなく、着手時期を過ぎても受託業務に着手しないとき。
 - (3) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (4) 前各号のほか、この契約事項に反し、その違反によってこの契約の目的を達成することができないと発注者が認めたとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- 10 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。なお、各号における法人の代表者等とは、法人の代表者若しくは法人（役員として登記又は届出をしていないが実質上経営に関与している者を含む。）、支店若しくは営業所を代表する者若しくは法人と直接雇用契約を締結している正社員又は個人事業主をいい、暴力団等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
 - (1) 法人の代表者等が暴力団等であるとき、又は暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 法人の代表者等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (3) 法人の代表者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人の代表者等が、暴力団等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の代表者等が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを認められるとき。
 - (6) 法人の代表者等が、日の出町契約における暴力団等排除要綱（平成23年日の出町告示第100号）第5条第1項の勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。
- 11 受注者が、前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 12 受注者は、この契約の履行に当たり、不当介入等（暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為、威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭または権利を不当に要求する行為、その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに警察に届け出ること。また、警察の捜査に協力すること。
- 13 請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者において協議して定める。